

様式第3号（第7条関係）

## 会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成31年度第1回水戸市都市景観審議会
- 2 開催日時 平成31年4月12日（金） 午前10時から午前10時50分まで
- 3 開催場所 水戸市役所 4階 政策会議室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委 員 大澤 義明, 山本 早里, 小坪 のり子, 川島 宏一, 篠根 玲子,  
黒澤 輝子, 三上 靖彦
  - (2) 執行機関 高橋 涼, 川崎 洋幸, 黒澤 純一郎, 柴崎 美博, 中村 良太,  
渡辺 一貴
  - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - (1) 屋外広告物の特例の許可について【公開】
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称
  - ・水戸市屋外広告物条例に基づく特例の許可について
  - ・関係法令抜粋（資料1）
  - ・事業箇所詳細図（資料2）
  - ・M-A-R-T 水戸駅前壁画プロジェクト企画書（参考資料）

## 9 発言の内容

### 執行機関

それでは、定刻前でございますが、皆様お揃いのようなので、ただいまから、平成31年度第1回水戸市都市景観審議会を開催いたします。

初めに、都市計画部長より御挨拶申し上げます。

### 都市計画部長

皆さんおはようございます。今日は、委員の皆様におかれましては、年度明けの大変お忙しい中、本審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

4月1日に、これまで議論いただきました、弘道館・水戸城跡周辺地区の都市景観重点地区の指定と、屋外広告物特別規制地区の拡大を無事に行うことができました。改めてここに御礼申し上げたいと思っております。

さて、本日お諮りいたします案件でございますが、水戸市の屋外広告物条例第16条第1項に基づく特例の許可について、御審議をいただくというものでございます。題意につきましては、水戸市の北の玄関口であります、水戸駅の北口前の水戸駅前三の丸第一種市街地再開発事業用地（以下「再開発事業用地」という。）のところで、民間のかたから芸術、壁画によってそこを盛り上げたいという御提案があったということで、非常に喜ばしいことであると考えてございます。

詳細な内容は後程、担当より説明させていただきたいと思いますが、本案件につきましては、この審議会でお意見を頂戴し、その内容を踏まえた上で、特例の許可の可否について、水戸市が判断をしていきたいと考えてございます。

委員の皆様におかれましては、本案件につきまして慎重な御審議をお願い申し上げ、私の開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

### 執行機関

ここで、平成31年度の最初の審議会の開催にあたりまして、出席されております委員の皆様を名簿順に御紹介させていただきます。

(委員紹介)

事務局の紹介をさせていただきます。

(執行機関紹介)

それでは議事に入らせていただきます。\_\_\_\_会長に議事の進行をお願いいたします。よろしく願いいたします。

### \_\_\_\_会長

それでは、議事に入りたいと思います。まず、出席者を確認いたします。事務局から報告をお願いします。

### 執行機関（柴崎景観室長）

本日の出席者数を報告させていただきます。

審議委員数 10 名のうち、現在 7 名の出席で、半数を超えております。以上でございます。

## \_\_\_\_会長

事務局から出席者が委員数の半数を超えているという報告がありました。本審議会は成立するということになります。

続きまして、議事録署名人ですが、\_\_\_\_\_委員と\_\_\_\_\_委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

先程、部長からも御説明がありましたが、水戸市屋外広告物条例においては、許可基準に適合しない場合でも、市長が、屋外広告物が良好な景観の形成、又は公共の利益に資するものである場合には、許可をすることができるとされております。ただし、市長が許可をする前提としては、審議会の意見を聴くということとされておりますので、本日、皆さんにお集まりいただいたという次第です。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

## 執行機関

それでは、本日の議題につきまして、事務局より御説明いたします。失礼ながら着座にて、説明させていただきます。

まず、資料の確認でございます。表題部分に、水戸市屋外広告物条例に基づく特例の許可について、と記載された、A 4 サイズの資料が、1 枚お手元でございますか、御確認ください。続きまして、右上に資料 1 と記載された、同じく A 4 サイズの資料、こちら両面印刷でございますけれども、こちらがお手元でございますか、御確認ください。そして最後に、右上に資料 2 と書かれました、A 3 サイズのカラーの資料、こちらを 1 枚御用意しております。以上 3 枚の資料が、まずはお手元にあるか御確認ください。もし資料がお手元がないということであれば、挙手願ってよろしいでしょうか。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、表題部分に、水戸市屋外広告物に基づく特例の許可について、と記載された資料を御覧ください。こちらの資料に沿って御説明いたします。こちらの資料でございますが、全部で 3 項目で構成されております。1 番目に趣旨、2 番目に表示の内容について、3 番目に特例の許可について、以上の 3 項目について、まとめてございます。それぞれを順番に御説明させていただきます。

まず、今回の審議会開催の趣旨について、御説明いたします。1 番の趣旨を御覧ください。

今般、有志による地方創生活動「水戸ど真ん中再生プロジェクト」の一環として、再開発事業用地について、地域貢献を目的とした壁画アートを描く計画案がございまして、これについて屋外広告物の許可に関する申請がされております。本案件は、水戸市屋外広告物条例に定める屋外広告物の許可基準には適合しないものではございますけれども、地域

貢献等を目的としておりまして、公共の利益に資するものと捉えられることから、本市では表示を認めていきたいと考えております。

そのため、条例の第16条第1項に定める、特例の許可を行うに当たりまして、審議会の皆様に本日お集まりいただき、御意見を頂戴する場を設けたものでございます。条例の適用条文等につきましては、資料1にまとめてございますので、後程御覧いただければと思います。

また、壁画アートの作品コンセプト等につきましては、参考資料のほうに記載がございますので、そちらのほうも御参照いただければと思います。

続きまして、屋外広告物としての表示の内容についてでございます。2番を御覧ください。

表示者は、\_\_\_\_\_氏でございます。水戸ど真ん中再生プロジェクトの中の、M-ARTというプロジェクトの代表者になっております。

表示場所でございますが、冒頭で申し上げました、再開発事業用地、水戸市三の丸1-1-12、こちらが表示場所となっております。

また、表示内容でございますが、こちらは、資料2、A3のカラーの資料の左側の中ほどの写真、こちらを御覧ください。こちらが、壁画の完成イメージとなっております。

さらに、表の一番下に、表示場所の状況についてまとめてございます。この場所は、水戸市屋外広告物条例上の第三種許可地域、及び、屋外広告物特別規制地区に該当します。都市計画上の用途地域は商業地域になります。また、水戸駅前三の丸第一種市街地再開発事業の都市計画決定、及び、水戸駅前三の丸地区の地区計画の都市計画決定がなされている場所にもなっております。こちらの内容につきましては、資料1-2にまとめてございますので、こちらと合わせて御参照ください。

最後に、3番目の特例の許可について、御説明いたします。

本市といたしましては、お手元の資料に記載してございます、4つの要件、こちらを総合的に勘案したうえで、表示を許可していきたいと考えております。

まず、1番目といたしまして、本案件の目的は、表示場所において、現代美術の力で、市民の日常の風景に彩りをもたらし、水戸を訪れる人の目を楽しませることとされております。こちらの文章は、参考資料のほうから抜粋したものでございますが、このような目的は公共の利益に資するものであると、我々は考えております。なお、デザインにつきましては、ベースが同系の色相使いで、濃淡の差で描かれた、比較的抑えた彩りであるということから、都市景観重点地区の景観を乱したりするものではないと判断しております。

2番目といたしまして、表示場所は水戸駅北口を出て、すぐに展望できる場所にあります。来年度からの既存建築物の解体及び建築工事の開始に備えまして、現在は一部更地の状態が続いております。一方で、本年9月からは茨城国体があり、県外からの多数の来訪者が予想されております。我々も、本案件については、水戸の玄関口のこの場所で、景観

向上、それと駅前のにぎわい演出の効果、こういったものを、この企画には期待しているところでございます。

また、表示者の水戸ど真ん中再生プロジェクトは、従来から本市と協力して中心市街地活性化に資する事業を実施していることや、表示場所の状況といたしまして、既に再開発事業の都市計画決定をしており、本案件の表示期間は限定的なものであるということから、こういった状況を総合的に踏まえまして、水戸市では許可をしていきたいと考えたものであります。

以上が、本日の議題の概要になります。どうか、厳正なる御審議をよろしく願いいたします。

#### \_\_\_\_会長

御説明がありましたように、特に、4項目ですが、1番と2番は、観光のための雰囲気づくりということで、非常に好感が持てます。3番は、市と協力して行っていきます、ということです。4番は、期限付きということですので、特例の許可をするという方向性が示せばよいと思います。

はい、それでは、皆さんから、御意見、質問等ございましたら、御発言いただきたいと思っております。

#### \_\_\_\_委員

表示場所は本当に非常に目立つ所で、今までも落書きみたいな絵が描いてあって、落書きではなく一つのアートなんだろうけど、北口を出てすぐに目につく所でありまして、ひどいなと思いつつ通っていました。このような提案が出てよかったかなという気もします。

それから、前の所が段になっており、水が結構溜まっていますよね。そういうところは、どのように関連付けるのかが、一つ気になるところです。私はそういう考え方です。

#### \_\_\_\_会長

前向きな御意見と、今の質問が、水が溜まっていることについてですね。

#### 執行機関

ただいまの\_\_\_\_委員の質問にお答えいたします。

まず、目立つ所であって、非常に目に余ったというお話をいただきましたが、我々も、これから多くの外来者を迎えるにあたって、非常に重要な場所であると考えており、今回のプロジェクトにつきましては、景観の向上とにぎわいの演出という部分で、一役を担うものだと期待をしております。

また、現在の壁の状況ですけれども、落書きが確かにございました。そういったものも、このアート作品が描かれることによって、特定のかたの管理下に置かれるということも期待しておりますので、そういった部分でも、再開発事業用地の景観がいい状態で維持できるのではないかと考えております。

さらに、水の話がありました。あそこになぜ水がいつも溜まるのかなと考えてはいましたが、もともと、歴史的なものを紐解いていくと、どうもあそこは水の流れがあった場所のようです。さらに、どうしても低い土地なので、地下水などの水が集まってくるような場所のようです。今後再開発をするにあたって、なんらかの水の処理や対応が必要だと聞いております。

そういった中で、今回の芸術のコンセプトが、その水とどう絡んでいるのかということですが、先程御紹介はしませんでしたけれども、参考までに今回のプロジェクトを立ち上げている表示者から、参考資料という形でお手元に資料を用意させていただきました。その中の4ページに壁画のコンセプトという部分がございます。やはりその水を意識したコンセプトが盛り込まれております。そういった意味でも、ただ単に絵を描きたいということではなく、水戸のあの場所にちなんで、いろいろお考えになって、このプロジェクトを進めていращやるのかなと感じとれます。以上でございます。

#### \_\_\_\_委員

芝生か雑草かはわからないのですが、その周辺もちょっときれいにならないかなと思っています。

#### 執行機関

ただいまの雑草については、再開発組合のほうでときどき管理はされているようですが、今回もしアートが描かれることになれば、そういったことも表示者にお伝えしていきたいと思えます。

#### \_\_\_\_委員

私もとてもいい取組だと思っています。事務局からもありました参考資料の4ページのコンセプトを先程読ませていただいて、とてもよく考えられて、こういう絵になさったんだなというのが理解できました。このような解説板を、人が立ち止まって読めるような場所に1枚か2枚設けていただいて、こういうコンセプトで描かれたもので、こういうかたがたが描いたっていうことを、観光客のかたとか、地元のかたにも読んでいただくと、より理解が得られると思えます。最初にこのイメージを拝見したときに、現代美術で非常に素晴らしい絵だなと思ったのですが、御高齢のかたとかは、斬新というか、違和感を感じるかたもいращやるかもしれないな、とも思いました。コンセプトをしっかりと伝えただけならば、皆さんに、水戸の歴史を踏まえた絵であることを理解していただき、とても素晴らしいことになるのではないかと思います。

#### \_\_\_\_会長

この資料はどちらかという、言い訳的な感じに見受けられますが、\_\_\_\_委員は積極的に使っていきたいということなのではないでしょうか。

#### \_\_\_\_委員

そうですね。こんな風に結びつけたのかと思いましたが、水と結びつけてということで、よいのではないかと思います。

## 執行機関

解説板につきましては、我々も非常に大切なことであると捉えております。これまで、もし描くことができるようになれば、そういったものが必要ではないかとの意見は我々からもしていましたが、審議会の皆様からも、そのような御意見が出ましたということ、表示者にしっかり伝えていきたいと思っております。ありがとうございます。

## \_\_\_委員

私もあのままではよくないとずっと見ていたので、このようなイベントが計画されているのは、非常にいいことだと思います。お金等もクラウドファンディングで集められ、市民や同調する人たちを巻き込みながらのイベントの姿勢もよいと思っています。

今、\_\_\_委員のほうからもありましたが、壁画の床のほうを、少しきれいにできるとよいと思います。水戸駅の場合、南側はペDESTリアンデッキの広場がある所に、結構若い人が集まって、イベントや音楽やったりとかいろいろありますが、北口には、そのような広場的なものもないので、例えば、こういう壁画の前に歩いて行けるようなスペースを作って、そこで人が集まるようなイベントを仕掛けたりということ、表示者等が考えてくれるといいかなと思います。

## 執行機関

\_\_\_委員の御質問ですが、今回、クラウドファンディングということで、確かに同調するかた、同じお気持ちのかたがたが、随分たくさんいらっしゃるようで、ホームページでは目標の半分を既に集められたという情報が出ておりました。そういった中で、本当に一部のかただけが、こういったものをやりたいということではなく、皆様に御理解を得ながらやっている事業だと認識しております。さらには、その土地の権利者である再開発組合や表示者のかたから、商店会を通して皆様に情報をお伝えしていると聞いておりますので、周りを巻き込んで、できるだけ御理解を得ながら進められているのではないかと理解をしております。

さらに、今回の壁画のほうに歩いて近づけ、イベント等も行えるのであれば、より、この壁画の効果、さらには、北口のにぎわいというもの、更に幅を広げられるのではないかと我々も考えておりますので、そういったことも含めまして、今回の表示者のかたには、そういった御意見があったということ、お伝えしてまいりたいと思っております。

## \_\_\_委員

条例には、「特にやむを得ないと認めるときは許可する」という記述がありますが、こういった市民による地域の活性化を目的とした案件については、概要も非常に好ましいものだと思いますので、積極的に許可して、やむを得ないというより、積極的に取り組んでいいと考えます。

それから、私は色の専門家ではないのですが、今日市役所の1階で、水戸藩の水戸黒というのは素晴らしく、金屏風に映えるというはんでんの展示を見まして、水戸黒が歴史のある黒だという説明がありました。壁画にも濃い黒が使われているので、先程のコンセプト

トとかストーリーを、より水戸ならではの要素で、黒という色について、水戸ならではの黒を使うっていうのがあるんじゃないかなと、思いつきですが。

また、企画展示については、表示者は水戸芸術館の企画をした事もあるようなことも書いてありますので、これは審議会の審議事項じゃないかもしれませんが、その物語やコンセプトも現場での提示や説明だけでなく、芸術館等でこのことを説明する企画展のようなものを行うような広がりがあれば、ますますこういった活動の意味を深く理解できて、さらに水戸ならではの文化や伝統も広がっていいのではないかと思います。以上です。

#### **執行機関**

\_\_\_\_委員から、特にやむを得ないのではなく、積極的に許可してよいのではないかとというお話をいただきましたが、非常にありがたいお言葉だと思っております。我々も、やむを得ないというところではなく、今回はそういった考えのもと、今後許可していければいいのではないかと考えております。

さらに、水戸黒につきましては、確かに、非常に有名な黒で、独特の黒の色を出すということを知っていますが、そういった部分とのコンセプトの掛け合いも含めて表示者には少しお話を加えさせていただきたいと思っております。

さらに、企画展のお話でしたが、この表示者は、この場所からそれほど離れていない国道沿いに、銀杏坂といいますギャラリーをお持ちです。私も詳しくは聞いてないのですが、今回の企画も含めた展示をするとの話がありますので、確認した上で、そういったところにも皆様が行って、より理解が深められるようなことをできないかということ伝えてまいりたいと思っております。以上です。

#### **\_\_\_\_委員**

水戸黒のお話がありましたが、是非、コンセプトに入れていただければと思います。

それから、他の委員のかたがたからもありましたが、やはり壁面だけきれいにしますと、周りの未整備さが、より目立ってしまいます。時限付きなので、再開までの間、草の部分に植栽をすときれいになると思います。壁画がうるおいや水をコンセプトにしているので、植栽が相当いいと思います。例えばプランターを起用して、移動ができるようにするとか、それも、表示者にお任せするのではなく、地域のかたがたの花いっぱい運動や、子供たちの小学校の社会活動のようなことも絡めて、少しでもきれいにするというのも一つのやり方としてあると思いました。御検討いただければと思います。

#### **執行機関**

水戸黒につきましては、先程も申しましたように、コンセプトの中に含めるということで、お伝えしていきたいと思っております。

さらに、壁面だけがきれいになってしまっ、他の現状が、悪い意味で目立ってしまうということも、十分考えられますので、先程、\_\_\_\_委員がお話しされていたように、地域と一緒に、一時的にプランターを置いたりこの場所で何か活動をしたりというよう



なことも非常に大事だと思いますので、その辺はもちろん再開発事業との絡みということもございしますが、表示者にはお伝えしてまいりたいと思います。

さらに、先程もお話はしましたけれども、水が溜まっているというところで、人がどれだけ自由に、安全に入れるのかも気になっているので、土地の状況等を踏まえて、いろいろな形で表示者にお伝えして参りたいと思います。以上です。

#### ――委員

クラウドファンディングでお金を集めている企画ということですが、地元の駅前商店会はどのように関わりを持っているのか気になりました。

あと、そもそもこのような壁画アートというのは、グラフィティと言って、落書きアートなのです。前、芸術館でグラフィティ展を街中でやりましたが、落書きアートって、全くの落書きにアート性を持たせたものがグラフィティなのですが、そういうこともあって、グラフィティの作家というのは、夜中にこっそりとスプレーでアートを描いたりして、捕まる人もいます。以前に、水戸芸術館でやったグラフィティ展では、本名を出せない人が何人か参加していました。そういうのもちょっと気になるところです。

また、今回の判断基準が定性的な判断なので、今後、またこういうことがあった時に、毎回集まって、毎回その時のメンバーの感覚的なことで決めていいのかというのが、気になるところです。

今回なるほどと思ったのは、壁画アートをする表示者も、私なんかも、今回が条例違反になると思っていませんでした。世の中の人には、こういう条例があること自体をほとんど知らなかったり、何か実際看板を出すときにそれが条例に違反するかというのもほとんどわからないと思います。今回のことは、水戸市にとっても屋外広告物に関する基準を広く知っていただく、よいきっかけになると思います。

最終的にこの審議会として判断を出すのですか。

#### 執行機関

水戸市で出します。

#### ――委員

こちらに問いかけられて、それで最終的に水戸市が出すのですね。

#### 執行機関

はい。

#### ――委員

その時に、こういうことを周知していただきたいのですが、一方で今後のことも考えると、どのような伝え方をすべきかとも思います。以上です。

#### 執行機関

貴重な御意見、大変ありがとうございます。

確かに、芸術というものも非常に幅広いもので、我々もこれが本当に素晴らしいものか、この場所にふさわしいのか、人それぞれ感じるところも確かにございます。そういつ

た意味では、きちんと手続きを踏まえてやるということが非常に大事なことと考えております。屋外広告物条例の中には、適用除外と言いまして、例えば公共機関がやるようなものは、許可不要となったりするものもありますが、今回については、審議会を開いて審議会の皆様の意見を聴いたうえで、最終的に市長の判断により許可の可否を決めるというような手続きを考えております。そういった中で、いろんな御意見を今回踏まえて、許可の可否を決めていく訳ですが、今、お話のあったようなことについては、さらに今後、内容の検討に十分加えていきたいと思っております。

また、今後、このようなものが出てきたときにどうするのかというお話もございましたが、やはり一概にこれを基準化するというのは非常に難しいことで、我々は例えば芸術性が高いから特例の許可をするというだけでは問題になると思うので、しばらくはこういったものが続くようであれば、何回か皆様の御意見、御判断を仰ぎながら実績を重ねた上で、基準化できるものはしていき、条例化をして基準として成立させていきたいと思えます。全て基準化できないようであればこういった形を続けるか、また違う方法があるのか、検討していかなければいけないと考えております。今回、特例の許可というものが水戸市においては初めてということになりますので、こういった実績を踏まえた上で、今後いろいろ検討を加えていきたいと思えます。以上でございます。

#### \_\_\_\_委員

本案件には、地元のかたがどのように関わっていますか。

#### 執行機関

今回の表示者の名義人である\_\_\_\_\_氏をはじめ、水戸ど真ん中再生プロジェクトの他のかたたちや、水戸の出身者もたくさんいる中で、立ち上がった案件であると認識しております。

#### \_\_\_\_委員

このお話自体を、地元の商店会は、御存知なのですか。

#### 執行機関

商店会にももちろんお話をし、賛同もいただいているということは、お聞きしています。

#### \_\_\_\_委員

あともう一点は、こういう特例を認めていった時に、今後似たようなケースが現れた場合、今\_\_\_\_委員が御指摘されたような、判断基準に関する懸念というのは、また出てくるとは思います。審議会はそういう時のためにありますし、丁寧にやるということ。また、やっぱり基準そのものは作りにくいものなのではないかと思えます。だから、そういう屋外広告も、特例ということについては、慎重に考えていかなければいけないと思えます。

#### 執行機関

確かに、屋外広告物といってもこういったものから、普通の商業的な看板まで、非常に幅広いものですから、我々としても許可という業務をしている以上、慎重にやっているところではございます。さらに、事業をされているかたは御存知のかたが多いと思いますが、一般の市民のかたたちは、屋外広告物のいろんな規制などは、なかなか目に触れない部分でわからないかたもいるかと思っておりますので、こういったことをきっかけにしながら、これまでも重点地区とか特別指定地区を指定する際には地域に入って皆さんにいろんな御説明をしながら進めてまいりましたが、\_\_\_\_委員からお話があったように、今後も丁寧に進めていきたいと感じております。

## **\_\_\_\_会長**

他にいかがでしょうか。

皆様から、たくさんの御意見をいただきました。特例の許可ですから、民間の表示者さんがまちづくりをするよいきっかけになればと思います。

クラウドファンディングというのは、外から中を出していく、一つの手段かなと思ったりもします。中でいろいろやっても何も変わらないみたいなどころがあるので、外圧っていうのが多分必要なんじゃないかと思えます。

基準に関しては、やっぱり世の中のスピードってものすごく速いので、一回と決めてしまわず、その時の状況を見ながら一個一個やっていくのがいいのかなと思えます。

今日、皆さんからコンセプトは非常にいいので情報発信しましょうということもありました。あるいは、水戸らしさとか地下や自然、歴史的な色、そういうものを使うこと。あるいは、ハードとして、植栽や歩いて楽しめるようにすること。あとソフトとして、クラウドファンディングで寄附もいただいているので、インパクトのあるプロジェクトであるということは、情報共有していきたいなと思っています。

最終的には市の判断ですので、事務局には、今日いただいた意見を踏まえながら御検討いただければと思います。よろしいでしょうか。

## **執行機関**

ありがとうございます。

それでは、本日の御審議につきまして、都市計画部長より御挨拶申し上げます。

## **都市計画部長**

閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、本当に活発な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。本当にありがとうございます。本日いただいた意見を踏まえて、水戸市のほうで特例の許可について判断していきたいと思っておりますし、判断結果については、また皆さんに御報告させていただきたいと思っております。

いただいた意見の中で、一つは、壁画の周辺を草花などできれいにしたほうがいいんじゃないかという御意見をいただきました。これにつきましては、そもそもアーティストがここを遺跡のようだと表現していることもあるので、そのコンセプトと反してしまうとよ

くないかなということがあります。まずは、アーティストに確認をしてから取り掛かれればと思います。

それからもう一つは、解説板の話がありましたが、是非見えるところに解説板を出したいと思います。そして、もしできれば、例えば水戸芸術館とかそういったところにも、水戸駅に行くところこういうものがありますよ等と出すと、回遊性が生まれるのかなと思いますので検討していきたいと思っております。

本日は、委員の皆様におかれましては、慎重かつ迅速に、また活発に御審議いただきまして、心より御礼申し上げたいと思います。今後とも引き続き御助力、御助言を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、最初に申し上げましたとおり、弘道館や水戸城周辺がどんどん変わってきて、非常にいい場所になってきてございます。ただ、懸念しているのは、あまりそれが知られていないんじゃないかということがすごく心配ですので、皆様には是非多くのかたに、あそこが変わったので是非一回行ってみたい欲しいということをお伝えいただければとお願いいたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

#### **執行機関**

以上で、本日の景観審議会を終了させていただきます。誠にありがとうございました。